

諮問実施機関：滋賀県知事（琵琶湖環境部自然環境保全課）

諮問 日：平成 30 年 1 月 26 日（諮問第 145 号）

答申 日：平成 30 年 10 月 4 日（答申第 117 号）

内 容：「〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の外来水生植物駆除委託業務に係る許可書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 29 年 10 月 24 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 H29 年度 業務等の委託契約書、委託業務にかかわる仕様書

請求 2 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 3 社 外来水生植物の委託業者が必要とする許可書

請求 3 支出額内訳の領収書

請求 4 船からあげた外来水生植物の現場写真、処分先の場所、外来水生植物の積置してある現場写真

請求 5 一般廃棄物収集運搬業者名

請求 6 外来植物の駆除等の予算額（H29 年度）

請求 7 協議会から業者への支払内容の書留（H29 年度）

請求 8 受託業者と処分業者の外来種の（処分）契約内容の書類（H29 年度）

2 決定期間の延長

平成 29 年 11 月 7 日、実施機関は、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、本件公開請求に係る決定期間を延長した。

3 実施機関の決定

平成29年12月8日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表1の「公文書の名称・内容」欄の文書を特定の上、同表「非公開部分」欄の情報を同表「非公開理由」欄の理由により非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成29年12月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

請求2に係る処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

県から補助金を受けて外来水生植物対策事業を行っている琵琶湖外来水生植物対策協議会（以下「協議会」という。）から、請求2で挙げられた業者が駆除業務を請け負っているところ、当該業者が外来水生植物である水草を刈り取り、それを運ぶことは自社処理とは言えない。また、刈り取った水草（以下「刈取り水草」という。）が草津市にある防災ひろばに一時保管されているが、許可がなければ、事業者が自分の敷地へ持っていきなり、処分するのが原則である。

したがって、当該業者は法律上の許可を受けた事業者であるはずであり、「許可書」が不存在であることは考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 3社 外来水

生植物の委託業者が必要とする許可書である。なお、当該業者は、平成 29 年度に協議会から外来水生植物の駆除委託業務を請け負った者（以下「協議会からの受託者」という。）である。

3 非公開理由について

(1) 協議会からの受託者に係る許可書について

ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)に係る部分

外来生物法では、特定外来生物の飼養、栽培、保管または運搬（以下「飼養等」という。）を第 4 条で原則禁止しているが、例外的に飼養等が可能となるケースとして、同法第 5 条の飼養等の許可を取得している場合（同条 1 号）、同法第三章（「特定外来生物の防除（第 11 条～20 条）」）の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合（同条 2 号）がある。本件においては、協議会は、同法第 18 条第 2 項に基づき、外来水生植物の防除の認定を環境大臣から受けているため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「外来生物法施行規則」という。)第 25 条第 2 項に基づき作成された防除実施計画書の計画の範囲内において、飼養等の禁止規定は除外される。そして、当該計画においては、防除の従事者には、当協議会から駆除委託業務を請け負う者も含まれており、同認定の効力は協議会からの受託者にも及ぶ。したがって、受託者が防除の実施に際し飼養等を行う場合にあっては、法の禁止規定は適用除外されており、外来生物法上、新たに飼養等の許可を取得する必要はないことから、当該許可に係る公文書は保有していない。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に係る部分

廃棄物処理法第 3 条第 1 項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めており、同法第 6 条の 2 第 6 項においては、事業者がその運搬または処分を他人に委託する場合には、それぞれ、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者に委託しなければならないとされている。また、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者は、それぞれ、同法第 7 条第 1 項、第 6 項の許可を受けた者を指しているが、事業者が自ら運搬、処分する場合には、許可を取得する必要がない旨についても同条項に規定されている。

そして、駆除業務の対象となる水草は、自生している段階では廃棄物ではなく、協議会からの受託者が刈り取ることで一般廃棄物となる。したがって、協議会からの受託者が廃棄物処理法上の事業者となり、収集運搬については、自ら保有する施設（運搬車両等）により運搬し、保管しているため、協議会からの受託者が一般廃棄物収集運搬業の

許可を有している必要はない。また、刈取り水草の処分については、発生市町村または一部事務組合の一般廃棄物処理施設、もしくは、一般廃棄物処分業者の有する一般廃棄物処分施設において処理されており、協議会からの受託者自身が処分することはなく、他人から処分を委託される事実も存在しないため、協議会からの受託者が一般廃棄物処分業の許可を有している必要はない。したがって、協議会からの受託者は、刈取り水草の処理に関して、廃棄物処理法上の許可を取得する必要はないことから、当該許可に係る公文書は保有していない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件公開請求は、実施機関が、平成29年度の協議会からの受託者である「〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 3社 外来水生植物の委託業者が必要とする許可書」、その他の書類の公開が求められたものである。

実施機関は、関係書類を全部、または、一部公開するとともに、許可書に当たる文書は保有していないとして、公文書一部公開決定を行っているが、審査請求人は、当該許可書に係る処分について取消しを求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 外来生物法に係る部分について

外来生物法第4条の規定に基づき、特定外来生物の飼養等は原則禁止とされているが、同条ただし書第2号の規定により、同法第三章(「特定外来生物の防除(第11条~20条)」)の規定による防除に係る捕獲等の場合には、同法第5条の規定に基づく許可を受けた場合(同法第4条ただし書第1号)と同じく、当該禁止規定はその適用が除外されている。

実施機関の主張によれば、協議会が、その行う防除について外来生物法第18条第2項の規定により受けた環境大臣の認定に係る防除実施計画書には、防除の従事者を、「当協議会の構成員および当協議会からの駆除委託を請け負う者または市民活動等により駆除活動を行う者」と記載しており、実施機関は、当該認定の効力が協議会からの受託者にも及ぶことから、当該受託者が防除の実施に際し飼養等を行う場合にあっては、同法第4条ただし書第2号の規定の適用を受け、飼養等の許可を取得する必要はないと判断している。

このような実施機関の判断が明らかに誤っているとは言えない。そうすると、当該許可に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明について、特段、不自然、不合理な点は認められず、実施機関の主張は妥当なものと言える。

(2) 廃棄物処理法に係る部分

廃棄物処理法第3条第1項では、事業者に対して、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならないとし、同法第6条の2第6項では、事業者が一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、それぞれ、同法上の許可を有した一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者に委託しなければならないとされている。また、同法第7条第1項、第6項では、一般廃棄物の収集運搬、処分について、業として行う場合には許可が必要であることを定めるとともに、事業者が自ら運搬、処分する場合には当該許可が不要であることについても規定している。

本件で問題とされている刈取り水草は一般廃棄物であるという点について、審査請求人と実施機関の見解に相違はないが、協議会からの受託者が行う駆除事業に伴って発生する刈取り水草について、協議会からの受託者において自ら運搬することが、同法第7条第1項に規定する事業者自らが運搬する場合に当たるかどうかについては争いがある。この点、自らの事業活動に伴って廃棄物を排出した者が、同法上の事業者となると解されるどころ、水草は刈り取られた時点で廃棄物となることからすると、駆除事業を行う協議会からの受託者が事業者となり、当該事業者が運搬、保管する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要であるとする実施機関の判断が明らかに誤っているとは言えない。そうすると、当該許可に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明について、特段、不自然、不合理な点は認められず、実施機関の主張は妥当なものであると言える。

また、実施機関の主張によれば、刈取り水草の処分については、協議会からの受託者が、市町の一般廃棄物処理施設等に運搬して処理されており、実施機関は一般廃棄物処分業の許可は不要であると判断している。このような実施機関の判断が明らかに誤っているとは言えない。そうすると、当該許可に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に

についても、不自然、不合理な点は認められず、実施機関の主張は妥当なものであると言える。

(3) その他

審査請求人は、刈取り水草の処理や滋賀県から補助金が支出されている協議会の活動の適正さについて、多岐にわたり種々の主張を行っていることが認められるが、本件公開請求に係る当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 30 年 1 月 26 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 30 年 3 月 23 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 30 年 5 月 11 日 (第 267 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 6 月 15 日 (第 268 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 8 月 7 日 (第 270 回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 9 月 7 日 (第 271 回審査会)	・答申案の審議を行った。
平成 30 年 9 月 21 日 (第 272 回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

請求	公開請求の内容	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1	H29 年度業務等の委託契約書、委託業務にかかわる仕様書	1 瀬田川における外来水生植物の除去デモンストレーション実施について（通知）	—	—
		2 瀬田川における外来水生植物の除去デモンストレーション仕様書	—	
請求 2	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 3 社 外来水生植物の委託業者が必要とする許可書	—	全部	不存在
請求 3	支出額内訳の領収書	—	全部	不存在
請求 4	船からあげた外来水生植物の現場写真、処分先の場所、外来水生植物の積置してある現場写真	瀬田川における外来水生植物の除去デモンストレーション報告書（現場写真集）	法人及び法人の代表者の印影	2号
請求 5	一般廃棄物収集運搬業者名	—	全部	不存在
請求 6	外来植物の駆除等の予算額（H29 年度）	平成 29 年 2 月県議会予算見積書（自然環境保全課分）細目事業別内訳（A 経費）	—	—

請求 7	協議会から業者への支払内容の書留（H29年度）	—	全部	不存在
請求 8	受託業者と処分業者の外来種の（処分）契約内容の書類（H29年度）	—	全部	不存在

※「非公開理由」欄：2号＝条例第6条第2号該当